

## ○北九州工業高等専門学校受託研究実施規則

平成22年4月1日 規則第28号

平成27年3月12日改正

(趣旨)

第1条 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号、以下「機構受託研究規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受託研究の申込み)

第2条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書（第1号様式）を校長に提出するものとする。

2 委託者は、前項の受託研究申込書の提出に当たり、あらかじめ受託研究を行う本校の研究担当者との協議するものとする。

3 研究担当者は、申請者が受託研究申込書を提出する際に受託研究計画書（第2号様式）を校長に提出するものとする。

(研究経費の負担)

第3条 委託者は、受託研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な間接経費並びに受託料を負担するものとする。

(受入れの決定等)

第4条 校長は、第2条の受託研究申込書を受理したときは、地域共同テクノセンター委員会にその内容を諮問し、審査の上、受入れ可否の決定を行うものとする。

2 前項の決定に際して、校長は、当該研究を担当する職員その他の当該研究の遂行上の諸条件について配慮すること。

3 校長は、第1項の決定を行ったときは、受託研究受入決定通知書（第3号様式）により、委託者に通知するとともに、契約担当役にその旨通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約担当役は、前条第3項の通知に基づき、その内容に従って委託者と受託研究契約書により契約を締結しなければならない。

(受託研究の中止等)

第6条 研究担当者は、機構受託研究規則第5条の規定に基づき受託研究を中止しようとする場合又は期間を延長しようとする場合は、受託研究中止・延長届（第4号様式）により直ちに校長にその旨を届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出を受けた場合において、受託研究の中止又は期間延長について天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において校長は、受託研究中止・延長決定通知書（第5号様式）により、委託者、研究担当者及び契約担当役にその旨を通知するものとする。

(進行状況の報告等)

第7条 本校は、受託研究の進行状況の把握等を行うものとする。

2 本校は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催するなど、進行状況について報告を行うとともに、進行その他について委託者と協議するものとする。

(受託研究の完了)

第8条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（第6号様式）により、校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。
- 3 校長は、第1項の報告を受けたときは、受託研究完了通知書（第7号様式）により、委託者に通知するものとする。ただし、受託研究の結果については、研究担当者をして行わせるものとする。

（発明等の取扱い）

第9条 研究担当者が受託研究の結果、発明等を行った場合は、北九州工業高等専門学校知的財産委員会規則（平成17年2月16日制定）により取り扱うものとする。

（秘密の保持）

第10条 校長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。